

令和2年度第3回電気専門部会（議事要旨）

1 日 時 令和2年10月9日（金） 15時30分～16時26分

2 場 所 山口地方合同庁舎1号館 1階第一会議室

3 出席者 公益代表委員 3名
労働者代表委員 3名
使用者代表委員 3名

4 議 題

（1）金額審議について

（2）その他

5 議事要旨

（1）労働者側からは、Cランク内の他県の結審状況や県内の他の産業別最低賃金との格差、また、現下の新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえ再度検討を行った。

前回プラス3円として主張したが、電気を取り巻く影響と最低賃金引き上げに伴う影響率を考慮してプラス2円が主張された。

（2）使用者側からは、山口県と他県の結審状況、そして、先程、労働者側から提示されたプラス2円を踏まえ、ここで改めて統一した見解を示したい旨の申し出がなされ、使用者のみでの協議がされた。

その結果、以下のとおりの主張がされた。

- ・過去20年位をみると、地域別最低賃金の引上げがされていない時でも、特定最低賃金を1円上げているという状況にある。中でも、電気はリーマンショック時も有額で結審している。
- ・今回は、リーマンショック級の非常に大変な状況で、電気業界からは引上げるのはなかなか困難な状況であると認識していたが、同様に厳しいと思われている当県の鉄鋼業が1円で結審した。
- ・他県では、1円以上の有額回答がみられるが、当県では2円は非常に厳し

いと思っている。1円であれば、当県の他の2つの産業別最低賃金と同額であるし、何とか折り合えないか、ということ話し合っで決めた。

(3) 労働者側からは、有額で全会一致であれば問題はないとして、1円の引上げ、893円の全会一致で結審した。

(4) 事務局が、本日付けで答申要旨の公示を行った。

注) 電気専門部会の正式名称は、「山口地方最低賃金審議会 山口県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会」である。